

大気汚染防止法における建築物・工作物の解体・改造・補修工事に係る石綿（アスベスト）規制

簡易チェックリスト

対象欄：「全て」 ... 全ての建築物・工作物の解体・改造・補修工事が対象 *石綿なしの場合を含む。
 「1・2・3」 ... レベル1・2・3が対象
 「1・2」 ... レベル1・2が対象

区分	実施者	対象	チェック	規制内容	手引該当箇所
事前調査	元請業者・自主施工者	全て		工事に前に石綿含有建材の有無の調査（書面調査、目視調査）を実施しているか。また、調査（書面調査、目視調査）は、建築物石綿含有建材調査者等が実施しているか。	の1
			調査（書面調査、目視調査）で石綿含有建材の有無が明らかとならなかった場合は、分析調査を実施しているか。		
	元請業者		発注者へ事前調査の結果等の書面説明をしているか。	の2	
			発注者への事前調査の結果等の書面説明の写しの保存（3年間）をしているか。		
	元請業者・自主施工者		事前調査結果等の記録・保存（3年間）をしているか。		
			県へ事前調査結果の報告はしているか。* 一部報告対象外【令和4年4月1日～】	の3	
下請説明	元請業者	1・2・3		下請負人へ作業の方法等の説明をしているか。	の4
届出	発注者	1・2		県へ特定粉じん排出等作業の実施の届出（14日前まで）をしているか。	の5
掲示	元請業者・自主施工者	全て		工事の現場に事前調査の結果等の記録の据え置きをしているか。	の6
		全て		工事の現場に事前調査の結果等の掲示をしているか。	
作業基準	元請業者・自主施工者	1・2・3		作業計画を作成しているか。	の7
		1・2・3		（工事の現場に必要な事項の掲示をしているか。）	
	元請業者・下請負人・自主施工者	1・2・3		作業の実施状況の記録・保存をしているか。	
	元請業者	1・2・3		下請負人の作業記録により、作業計画どおり作業をしているか確認をしているか。	
	元請業者・自主施工者	1・2・3		作業完了後、作業が適切に完了したことの確認をしているか。また、完了の確認は、知識を有する者が実施しているか。	
	元請業者・下請負人・自主施工者	1・2・3		解体・改造・補修の種類、石綿含有建材の種類ごとの作業方法の基準を遵守しているか。（レベル1・2については、除去等の方法を含む。）	
作業完了	元請業者	1・2・3		発注者へ作業の結果の書面説明をしているか。	の8
	元請業者	1・2・3		発注者への作業の結果の書面説明の写しの保存（3年間）をしているか。	
	元請業者・自主施工者	1・2・3		作業結果の記録・保存（3年間）をしているか。	